平成２６年（フ）第３５２号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目15番地１　第１あかね102号、旧住所埼玉県草加市新善町347番地１　セントラルコート草加新田608号
債務者　瀬戸　　始
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３７１号
埼玉県草加市八幡町728番地１　秋元コーポ102号
債務者　田村　順子（旧姓瀬川）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３８０号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目3007番地の３ドミール狭山ケ丘103
債務者　長谷川信一
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３９７号
埼玉県日高市横手２丁目33番地２
債務者　佐藤　美加（旧姓多嶋）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４１１号
埼玉県所沢市東所沢２丁目６番地の１　プレミール東所沢102
債務者　宮下　　繁
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１６号
埼玉県熊谷市上之1981番地７　秋元ハイツ106
債務者　中山　久惠
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２７０号
神奈川県秦野市菩提103番地の３、前住所青森県十和田市大字法量字蓬畑８番地　澤誠作方
債務者　澤　　勲（旧姓法灵崎）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２７２号
神奈川県平塚市岡崎2995番地の１
債務者　青松順治こと　沈　　仁鶴
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２７３号
神奈川県足柄上郡大井町上大井１番地18
債務者　下山　　修
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２８９号
神奈川県厚木市妻田南１丁目21番24号　厚木アネックス103
債務者　相原久美子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３１３号
神奈川県厚木市上荻野4591番地１、住民票上の住所神奈川県愛甲郡愛川町半原2865番地
債務者　山根　幸夫
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３１４号
神奈川県小田原市国府津2364番地　県営国府津団地３―108号
債務者　野地みち子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３２９号
神奈川県厚木市寿町１丁目３番13号２Ｆ
債務者　飯塚　貞子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３４０号
神奈川県厚木市上依知2802番地１
債務者　板摺友梨香
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第５６号
岐阜県瑞浪市寺河戸町1064番地の３
債務者　伊藤　嘉朗
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第６８号
岐阜県多治見市姫町６丁目14番地の５　ポピュレ―ル105、従前の住所岐阜県多治見市姫町５丁目１番地の318
債務者　相馬土木こと　相馬　浩一
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２６８号
静岡県三島市徳倉885番地
債務者　榊　　英明
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係